

正 誤 表

『破産管財 ADVANCED』

下記のとおり訂正し、お詫びいたします。

96頁 9 行～12行目

【誤】 このように、仮に出版社と取次店との間の契約の法的性質を委託（委任あるいは準委任）と考えると、破産手続開始時点において取次店の書店からの売掛金回収が未了の場合、必然的に出版社の報酬支払も未了となり、出版社と取次店との間の契約は双方未履行の双務契約の状態になると考えられる。

【正】 このように、仮に出版社と取次店との間の契約の法的性質を委託（委任あるいは準委任）と考えると、取次店の破産手続開始により出版社と取次店の契約が終了し、取次店の書店からの売掛金回収が未了である場合にも取次店の破産管財人はその回収を行うことができないと考えられる。また、何らかの事情により取次店の破産手続開始により出版社との契約が当然に終了しないと解される場合であっても、破産手続開始時点において取次店の書店からの売掛金回収が未了の場合、必然的に出版社の取次店に対する報酬支払も未了となり、出版社と取次店との間の契約は双方未履行の双務契約の状態になると考えられる。